

教育長	次長	課長	係



14/6
17.3.30

16高教職第1421号
平成17年 3月24日

各市町村(学校組合)教育長 様
各 県 立 学 校 長 様



高 知 県 教 育 長
(公印省略)

公立学校職員の給与に関する条例等の一部改正等について（通知）

平成17年3月17日に公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例が可決され、また、関連する人事委員会規則等も改正されました。

主な改正等の概要は下記のとおりですが、条例及び規則の改正内容の詳細は、平成17年3月29日付けの県公報に登載される予定です。

なお、市町村(学校組合)教育委員会にあっては、管内学校にも周知くださるようよろしくお願いします。

記

1 公立学校職員の給与に関する条例の一部改正

(1) 栄養教諭の創設

平成16年5月に「学校教育法等の一部を改正する法律」が公布され、栄養教諭という制度が創設されたことに伴い、栄養教諭という職を職員の定義の中に位置付けたこと。

また、栄養教諭の職務の級は、2級としたこと。

(2) 諸手当の見直し

ア ヘキ地手当

指定された小中学校等に勤務する職員に対し支給されるヘキ地手当について、支給割合を次のとおり改めたこと。

級地	支給割合	
	改正後	改正前
1級地	100分の3	100分の8
2級地	100分の5	100分の12
3級地	100分の7	100分の16
4級地	100分の14	100分の20
5級地	100分の18	100分の25
準ずる学校等	100分の1	100分の4

イ 定時制通信教育手当

定時制通信制の学校に勤務する教育職員に支給される定時制通信教育手当の支給要件及び支給額を次のとおり改めたこと。

改正後		改正前
支給要件	支給額	
定時制（夜間部）	月額19,000円（管理職手当を受ける職員には、15,000円）	給料月額に100分の10（管理職手当を受ける職員には、100分の8を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合）を乗じて得た額
定時制（昼間部）	支給せず	
通信制	月額3,500円（管理職手当を受ける職員には、2,800円）	

ウ 産業教育手当

高等学校の農業、水産及び工業の科目の教員が実習を伴う場合に支給される産業教育手当の支給要件及び支給額を次のとおり改めたこと。

職務の級	改正後		改正前
2級以上（教諭、教頭等）	農業又は水産	月額19,000円（管理職手当又は定時制通信教育手当を受ける職員には、11,000円）	給料月額に100分の10（管理職手当又は定時制通信教育手当を受ける職員には、100分の6）を乗じて得た額
	工業	月額16,000円（管理職手当又は定時制通信教育手当を受ける職員には、11,000円）	
1級（実習助手等）	農業又は水産	月額14,000円（定時制通信教育手当を受ける職員には、8,000円）	給料月額に100分の10（定時制通信教育手当を受ける職員には、100分の6）を乗じて得た額
	工業	月額12,000円（定時制通信教育手当を受ける職員には、8,000円）	

次のとおり3年間の経過措置を講じることとした。

平成17年3月31日における給料月額に100分の10を乗じて得た額に次の表の各区分に掲げる割合を乗じて得た額とする。ただし、その額が改正後の産業教育手当の額（以下「基準額」という。）に達しない場合は、基準額を支給する。

区分	平成17年4月1日から平成18年3月31日まで	平成18年4月1日から平成19年3月31日まで	平成19年4月1日から平成20年3月31日まで
農業又は水産	100分の80	100分の65	100分の50
工業	100分の70	100分の55	100分の40

産業教育手当に併せて定時制通信教育手当の支給を受けている職員については、平成17年3月31日における給料月額に100分の6を乗じて得た額に次の表の各区分に掲げる割合を乗じて得た額を支給するものとする。ただし、その額が基準額に達しない場合は、基準額を支給する。

平成17年4月1日から 平成18年3月31日まで	平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで	平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで
100分の80	100分の65	100分の50

2 人事委員会規則の一部改正

(1) 職員の給与の支給等に関する規則の一部改正

ア 教員特殊業務手当のうち、学校の管理下において行われる部活動における児童等に対する指導業務に従事した場合に支給される手当を次のように改正したこと。

- ・ 4時間以上 1,300円（改正後）←1,200円（改正前）
- ・ 2時間以上4時間未満 650円（新設）

※ 教員特殊業務手当整理簿の備考欄に当該区分毎の金額を記載し管理を行ない、月例報告業務を間違いのないように行うこと。

(2) 県立学校職員の特勤勤務手当等に関する規則の一部改正

特勤勤務手当の支給対象となる高等学校に勤務する職員に対し支給される特勤勤務手当について、支給割合を次のとおり改めたこと。

級地	支給割合	
	改正後	改正前
1級地	100分の1	100分の4
2級地	100分の3	100分の8
3級地	100分の5	100分の12
4級地	100分の7	100分の16
5級地	100分の14	100分の20
6級地	100分の18	100分の25

(3) 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正

定時制通信教育手当及び産業教育手当を受給する場合には、義務教育等教員特別手当を調整し支給していたが、その調整規定を廃止したこと。

3 へき地学校勤務職員の昇給期間の特例取扱い要綱及び特勤高等学校に勤務する職員の昇給期間の特例取扱い要綱について

へき地手当及び特勤勤務手当の見直しに伴い廃止したこと。

4 施行日

平成17年4月1日から施行する。